

令和4年6月

中札内村議会定例会会議録

令和4年6月8日（水曜日）

◎出席議員（8名）

1番	木村優子君	2番	中西千尋君
3番	黒田和弘君	4番	大和田彰子君
5番	北嶋信昭君	6番	船田幸一君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
農業委員会会長	出羽義幸君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	高島啓至君	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課 参事	山澤康宏君	総務課 課長補佐	下浦強君
住民課 課長補佐	山本一美君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	小関梨菜君
--------	------	----	-------

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会の報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		町村議会議員研修会への参加について
日程第 6		閉会中の所管事務調査について
日程第 7		議員派遣の件
日程第 8		委員の派遣について
日程第 9		村政・教育行政執行状況報告
日程第 10	意見書案第 1 号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第 11	請願第 1 号	2023 年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願
日程第 12	請願第 2 号	2022 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願
日程第 13	報告第 1 号	繰越明許費繰越計算書について
日程第 14	報告第 2 号	事故繰越繰越計算書について
日程第 15	議案第 29 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 16	議案第 30 号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 31 号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 32 号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 33 号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 34 号	中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 35 号	中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 36 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 23	議案第 37 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 24	議案第 38 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 25	議案第 39 号	元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 26	議案第 40 号	南常盤辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 2 7	議案第 4 1 号	西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 2 8	議案第 4 2 号	西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 2 9	議案第 4 3 号	工事請負契約の締結について
日程第 3 0	議案第 4 4 号	工事請負契約の締結について
日程第 3 1	議案第 4 5 号	工事請負契約の締結について
日程第 3 2	議案第 4 6 号	令和 4 年度中札内村一般会計補正予算について
日程第 3 3	議案第 4 7 号	令和 4 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 3 4	議案第 4 8 号	令和 4 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第 3 5	議案第 4 9 号	令和 4 年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について
日程第 3 6	議案第 5 0 号	令和 4 年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年6月中札内村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番船田議員と7番宮部議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（中井康雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

宮部議会運営委員会委員長。

（宮部修一議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（宮部修一君） おはようございます。

令和4年中札内村議会6月定例会について、6月1日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いました。

その内容をご報告いたしますので、会議運営について、ご協力をお願いいたします。

会期につきましては、本日から17日までの10日間であります。

今定例会への村長提案は、報告が2件、議案が22件であり、報告は「繰越明許費繰越計算書」及び「事故繰越繰越計算書」について、議案は「農業委員会委員の任命同意」が1件、「条例の一部改正」が6件、「北海道市町村総合事務組合規約の変更」が1件、「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更」が1件、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更」が1件、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」が4件、「工事請負契約の締結」が3件、「一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算」が5件となっており、その他、村政及び教育行政執行状況報告がなされます。

また、議会報告・提案等は、「諸般の報告」、「町村議会議員研修会への参加計画」、「閉会中の所管事務調査通知」、「議員派遣の件」、「委員の派遣」であります。

意見書・請願等につきましては、意見書が1件、請願が2件、陳情が9件提出されており、請願2件は、所管の総務厚生常任委員会に付託し、陳情9件は、資料配布の取扱いといたしました。

報告2件と議案22件については、初日の本会議での審議としてください。

一般質問は、3名から3問の通告がありましたが、17日での質問を予定してください。

一般質問等で質問をする際に、写真やパネル等を使用する場合には、事前に議長の承認を

受け、写真等の写しを議場内に配布してから質問をするようにしてください。

また、携帯電話及びスマートフォンの議場への持ち込みを禁止としますので、厳守いただくようお願いします。

以上であります。会期中、質の高い政策論議での会議となりますようお願いし、協議内容についてのご報告といたします。

○議長（中井康雄君） 報告が終わりました。

◎日程第3 会期の決定

○議長（中井康雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月17日までの10日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの10日間に決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（中井康雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

3月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布いたしましたので、了承願います。

◎日程第5 町村議会議員研修会への参加について

○議長（中井康雄君） 日程第5、町村議会議員研修会への参加についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、各議員研修会参加計画書について、ご説明いたします。

赤ナンバー3番から6番が各参加計画書でございます。

まず、赤ナンバー3番をご覧ください。

北海道町村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による、北海道町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は全議員8名と議会事務局2名の計10名で参加するものであります。

期日は、令和4年7月6日・7日の2日間。

開催地は、札幌市で、札幌コンベンションセンターを会場として開催予定でございます。

続きまして、赤ナンバー4番をご覧ください。

北海道町村議会広報研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による町村議会広報研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものであります。

目的は、議会広報紙の編集技術の向上と普及発展に資するためであり、参加者は、議会広報特別委員会委員４名と議会事務局２名の計６名で参加するものであります。

期日は、令和４年８月２２日・２３日の２日間。

開催地は、札幌市で、ポールスター札幌を会場として開催予定でございます。

続きまして、赤ナンバー５番をご覧ください。

南十勝町村議会議員研修会参加計画書ですが、会議規則第１２９条の規定に準じ、南十勝町村議会主催による南十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員８名と議会事務局２名の計１０名で参加するものであります。

期日は、当番町村議会が決定する日で、開催地は、中札内村で開催予定でございます。

続きまして、赤ナンバー６番をご覧ください。

二村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第１２９条の規定に準じ、二村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものであります。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員８名と議会事務局２名の計１０名で参加するものであります。

期日は、当番村議会が決定する日で、開催地は、更別村で開催予定でございます。

以上、各研修会参加計画書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第１２９条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を計画書のとおり派遣承認することに決定いたしました。

◎日程第６ 閉会中の所管事務調査について

○議長（中井康雄君） 日程第６、閉会中の所管事務調査についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、所管事務調査通知書について、ご説明いたします。

赤ナンバー７番から１０番までが、所管事務調査通知書でございます。

まず、赤ナンバー７番をご覧ください。

総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会による合同調査で、会議規則第７３条の規定により、両委員長から議長に通知を行なうものであります。

調査の事項は、両委員会による所管事務調査であり、目的は、村内各施設の運用・活用状況及び各事業の執行状況の調査のため、現地調査を行なうものであります。

方法は、両委員会の合同調査であります。

期間は、調査が完了するまでとし、随行・説明は、各担当課職員及び議会事務局員に同行を求めるものであります。

続きまして、赤ナンバー８番をご覧ください。

産業文教常任委員会による、村内における農作物作況調査で、人員は、委員会委員５名。

期日は、令和4年9月上旬といたします。

また、この調査は、農業委員会との合同調査を予定しております。

続きまして、赤ナンバー9番をご覧ください。

総務厚生常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行なうもので、調査期間は、調査が完了するまでであります。

続きまして、赤ナンバー10番をご覧ください。

産業文教常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行なうもので、調査期間は、調査が完了するまでであります。

以上、各委員会の所管事務調査通知書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

閉会中における所管事務調査として通知のありました総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を通知書のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議員派遣の件

○議長（中井康雄君） 日程第7、議員派遣の件を議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、議員派遣の件についてご説明をいたします。

赤ナンバー11番をご覧ください。

本案件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員の派遣を提案するものであります。

派遣案件は、管内視察調査であり、目的は議会改革の取組みとして導入を検討しているタブレットについて、十勝管内の先進地である芽室町議会におけるタブレットの活用状況等を調査しようとするものであります。

派遣場所は芽室町で、派遣期日は7月13日水曜日、派遣議員は全議員8名であります。

以上、議員派遣の件の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は承認することに決定いたしました。

◎日程第8 委員の派遣について

○議長（中井康雄君） 日程第8、委員の派遣についてを議題にいたします。

局長より説明いたします。

○議会事務局長（平澤悟君） それでは、委員派遣承認要求書についてご説明いたします。
赤ナンバー１２番をご覧ください。

こちらが委員派遣承認要求書でございます。

この委員派遣は、総務厚生常任委員会並びに産業文教常任委員会合同による視察調査派遣で、会議規則第７４条の規定により、総務厚生並びに産業文教両委員長から議長に要求があったものであります。

調査事項は３件であり、１点目が、土幌町が令和元年度に旧道の駅を改修して整備した「しほろキッチン」の視察調査であり、７月２０日水曜日に実施しようとするものであります。

目的は、キッチンスタジオの整備状況、利用状況等について、先進地の取組みを視察・調査を行うものであります。

続きまして、２点目が、上土幌町で推進されている「移住・定住対策」の視察調査であり、期日は１点目の調査と同日の７月２０日水曜日に実施しようとするものであります。

目的は、十勝管内で唯一人口が増加している上土幌町の定住・移住対策の取組みについて、視察・調査を行うものであります。

続きまして、３点目が、本村も加盟している「日本で最も美しい村」連合の加盟町村であります釧路管内鶴居村の取組みについての視察調査であり、期日は１点目、２点目の視察調査の翌日、７月２１日木曜日に実施しようとするものであります。

目的は、早くから「日本で最も美しい村」連合に加盟している鶴居村の環境づくり、景観や環境を守るための取組み等について、視察・調査を行うものであります。

派遣委員は、両委員会に所属する全委員８名となります。

以上、委員派遣承認要求書の説明といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

委員の派遣については、会議規則第７４条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、委員の派遣については、委員派遣承認要求書のとおり、派遣承認することに決定いたしました。

◎日程第９ 村政・教育行政執行状況報告

○議長（中井康雄君） 日程第９、村政執行状況報告及び教育行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 定例会の開会に当たり、３月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員研修では、今年度採用の職員を対象とした「新任職員

等研修会」を4月27日に、求められる職員像、コンプライアンス、まちづくり計画及び重点施策などについて、各担当、管理職が講師となり行っております。また、「十勝定住自立圏広域研修」で開催された接遇研修にも参加しております。

高齢者が運転する自動車の交通事故防止を図ることを目的とした「高齢者安全運転サポート補助金」について、安全運転支援装置を搭載している自動車の購入に対して、4件の助成を行っております。

第1回行政区長会議を、農村地区は4月11日に、市街地区は4月14日に開催し、村政執行の基本方針や予算概要などについて説明するとともに、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

令和4年春の叙勲において、元中札内村消防団第一分団長でありました鈴木勝明氏が41年余の永きにわたる消防団活動によるご功績により、瑞宝単光章（消防功労）を受章されました。

中札内村消防団演習については、6月3日、文化創造センター駐車場等を会場に、新型コロナウイルス感染防止対策を行ったうえで、3年ぶりに実施をしております。

次に、企画財政グループについてですが、日本で最も美しい村づくり北海道連携会議の定期総会が、5月12日、本村を会場に開催され、全道加盟9町村の首長はじめ36名の参加をいただきました。

また、5月13日には、グランピングリゾート・フェリエンドルフ内での冷燻体験や六花の森の視察見学を行っております。

中札内村ファイターズ応援大使事業は、4月30日、札内川総合運動公園野球場において、元日本ハム選手の大塚豊氏、谷口雄也氏の両コーチ指導の下、野球教室が開催され、中札内野球少年団、中札内中学校野球部員合わせて35名が参加し、球の握り方や捕球姿勢など基本動作の指導をいただいております。

また、引き続き、谷口雄也氏による講演会が文化創造センターにおいて開催され、約100名の参加をいただきました。

ふるさと納税型クラウドファンディングとして、「株式会社そら」より温泉施設「エアポート・スパ」建設プロジェクトが事業提案され、村での審査・決定により、4月26日から寄附金の募集を開始しております。

総合行政推進委員会は、6月2日に開催し、委員18名を委嘱させていただいております。今後、村が行った事務事業に関する評価など、まちづくりに関して幅広いご意見をいただいております。

7月下旬に来村を予定しておりました川越市中学生との交流事業については、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となっております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、例年実施しております「クリーンなかさつない」は、5月14日に新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、集合場所を旧役場庁舎前、中札内高等養護学校前の旧高校跡地、上札内交流館の3会場に分けて実施いたしました。

村民の皆さまを始めとし、団体や一般企業の方々の地域貢献なども含めて、総勢159名の方々のご参加協力をいただき、1トンを超えるごみの回収成果で終えております。

「日本で最も美しい村」にふさわしい景観と環境づくりに、ご賛同いただいた皆さまに心より感謝と敬意を表する次第であります。

排出ごみの減量化と製品の再利用・リサイクル化を目的とした、古着・古布並びに小型家電の回収ですが、今年度はリサイクルセンターを会場に、いずれも土曜日午前の同日に開催

しております。

初回の5月21日を皮切りに、8月20日、11月12日の年間3回を予定しておりますので、今後とも多くの方のご利用をお願いいたします。

毎年、6月15日に執行いたしております「平和祭」は、遺族会及び社会福祉協議会との協議の結果、道内及び十勝管内における新型コロナウイルス感染者のリバウンド等を考慮し、規模縮小によるご遺族を中心とした参列者限定による方法で執り行うこととしております。

当日は、午前10時のサイレンを合図に、村民の皆さまには黙祷を捧げていただきますようお願い申し上げます。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、特別給付金を支給する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」は、児童扶養手当の支給を受けるひとり親世帯のほか、18歳未満の子の養育者で令和4年度分の住民税非課税世帯等を対象に、子ども一人当たり5万円を給付するもので、住民税非課税の子育て世帯への給付金にかかる関連予算につきましては、本定例会補正予算に計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した村独自の生活者支援として、18歳未満の子を養育する全子育て世帯を対象に、子ども一人当たり5万円を支給するための関連予算についても本定例会補正予算に計上しております。

1月より実施している「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」は、これまで484世帯に給付を終えておりますが、前年度に引き続き、令和4年度分の住民税課税情報において、新たに非課税となった世帯を対象に加え、一世帯当たり10万円の支給を継続いたします。

主に高齢者を対象とした「地域まるごと元気アッププログラム」の現在登録者は82人となり、それぞれの体力等に応じて、筋力低下予防のための運動に楽しみながら取り組まれています。

次に、保健グループについてですが、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、集中的に実施する期間を5月末までとして、中札内村立診療所において接種を行ってきております。

5月20日現在、3回目の追加接種を終えた65歳以上の方は1,068人で、接種率は92.1%となっております。また、12歳から64歳までの方は1,678人で、接種率は80.8%となっております。

5歳から11歳までの対象者で、1回目まで接種を終えた方は107人で、接種率は41.3%となっております。

6月以降に接種を希望される方につきましては、月に数日程度、接種日を設けて、中札内村立診療所において実施してまいります。

なお、60歳以上の方及び基礎疾患をお持ちの方等を対象とした4回目のワクチン接種は7月より開始する予定としており、関連予算につきましては、本定例会補正予算に計上しております。

国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などを同日で受けることができる巡回健診は、6月16日から20日まで、上札内交流館と保健センターの2会場で予定しており、5月24日までに、延べ304名の申し込みを受けております。

健診後の結果から、疾病の早期発見と予防に努めてまいります。

村民の食生活改善と生活習慣病の予防を目的とした「七色献立プロジェクト健康ポイント事業」は、今年度も6月1日にスタートしております。

参加者の皆さまには、計測スポットでの計測や、健康づくりイベント等への参加、ウォーキング等の運動を楽しみながら続けることで、健康づくりに役立てていただきたいと思いますっております。

また、昨年度の参加者の皆さまから寄附をいただいた健康ポイント、合計74万1,000ポイントは、5月21日に開催した「キックオフセミナー」の会場において、上札内小学校へ贈呈し、子どもたちのために活用していただくことになりました。

なお、今年度分につきましては、中札内小学校への寄附を予定しております。

次に、保育園関係についてですが、中札内きらきら保育園は4月1日に入園式を行い、110名が新年度を迎えております。

新型コロナウイルス感染症対策について、園内では、換気、手洗い、消毒作業の徹底、ご家庭においては、ご家族も含め発熱や咳などの風邪症状がみられた場合は登園をお控えいただき、園児に症状がみられる場合は、早期に医療機関を受診していただいた結果、現在までに園及びクラスの閉鎖には至っておりません。

引き続き感染予防対策に留意しながら、保育を実施してまいります。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農業関係では、今年は積雪が少なかったことから、比較的早い時期から作業に取りかかれたとともに、4月、5月は晴れた日が多く、気温も高めで推移しておりましたが、降水量は著しく平年を下回っているほか、5月上旬の強風により一部で影響もみられることから、今後の好天に期待し、順調な生育を願っているところであります。

食育・地産地消では、中札内産食材の地産地消と、食の推進パートナー登録制度の普及や利用店舗の拡大を目指して、村内16店に参加していただき、各店舗とも新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら「食の応援団のお店スタンプラリー」を4月29日から10月末までの期間で実施をしております。

大規模草地育成牧場については、5月13日から順次、放牧を実施しておりますが、現在、舎飼、放牧を合わせて556頭の受け入れを行っております。

林業関係では、村有林整備工事として、植栽8.22ヘクタールは6月10日の完了を予定しているほか、下刈18.96ヘクタールの発注を行っております。

商工業関係では、原油価格・物価高騰等による村民の生活支援及び事業者支援を図るため、村商工会で実施する地域応援プレミアム商品券事業に係る補助金を、今定例会の補正予算として提案しております。

観光関係では、札内川園地については、株式会社AOILOによる指定管理運営を行っておりますが、4月26日に関係者による安全祈願祭を行い、今年度の営業を始めております。

5月には、ネイチャーツアーや手作りピザ体験などの企画事業を3回開催したほか、6月にもネイチャーウォークやバードコールづくり体験などの事業を予定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年間開催を中止してきた「ピョウタンの滝やまべ放流祭」については、7月3日の開催に向けて、現在準備を進めているところであります。

桜六花公園では、村観光協会主催で花見イベント「桜のある休日」が5月8日に開催され、強風の中、約300人が来場しております。

当日は、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、ミニ音楽コンサートやキッチンカーの出店もあり、来場された方には楽しいひと時を過ごしていただきました。

道の駅は、4月2日にカントリープラザ内に観光協会事務所を移転し、観光インフォメーション機能の強化を図るとともに、電気自動車の急速充電器の設置や子どもが安心して遊べる屋内遊具、24時間利用できる授乳室、オムツ自動販売機等を設置し、親子が安心して利用していただけるよう機能充実を図ったところであります。

なお、4月8日にはリニューアルオープニングセレモニーを開催し、リニューアルオープン进行を記念して、4月8日から30日までの期間、道の駅各店で利用できる200円割引券を455枚配布し、来場者に利用していただきました。

なお、4月の来場者数は、昨年同月と比較して23.7%増の59,600人程となっておりますが、新型コロナウイルス感染症蔓延前の来場者数にはまだ戻っていない状況にあることから、今後も観光協会やテナント会と連携し、来場者増に向けたPR等を行ってまいります。

日高山脈国立公園化に向けては、今年度のPR事業に関する実行委員会を4月19日に立ち上げ、昨年度からの継続の方を含む公募委員13名による活動を始めたところであります。

6月1日から文化創造センターにおいて、環境省のアクティブレンジャー写真展を開催しており、この企画に併せて、本村地域おこし協力隊の町田仁志さんの日高山脈大型写真や管内写真家による日高山脈の写真等も展示しております。

また、19日には札内川上流地域を自然観察しながら散策するイベントの開催を予定しているところであります。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

移住定住促進関係では、随時、移住促進奨励金の申請を受付しており、民間賃貸住宅家賃助成においては、4月1日現在で34件を前年度から継続認定するとともに、ダイレクトメール等による周知を行い、新規対象者の受付を行っております。

移住定住への問い合わせについて、今年度から施設課に集約してワンストップ対応に心掛けており、5月末までに電話、メール及び来庁による相談が8件あり、そのうち1件は東京圏から本村へ移住を予定しており、「U I J ターン新規就業支援事業」の支援金活用に向けて協議を行っております。

村営住宅関係では、年度末の住宅退去に伴う補修を済ませ、村営住宅入居者選考委員会を開催して4件の入居者を決定するとともに、随時募集住宅で3件の入居者を決定しております。

公園管理関係では、管理委託業務の発注を終え、供用開始するとともに、適正な維持管理に努めております。

道路維持関係では、道路路面清掃を実施しており、管渠清掃及び舗装等補修についても随時作業を進めてきております。

工事等の発注関係では、村道縁石取替工事、村道植栽補植工事、村道舗装補修工事、村道区画線設置工事、あけぼの団地ストック改善工事、ときわ野公園周辺整備工事、堆肥化処理施設舗装補修工事、公共汚水桝設置工事及び臨時会で決定いただきました公共施設解体撤去等工事も含め、発注及び契約締結を終えております。

なお、鉄道記念公園周辺整備工事、中札内小学校外部塗装・屋上防水等工事、高区配水池耐震補強工事については、議決案件として本定例会に議案を提案しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、上田教育長。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 定例会の開会にあたり、3月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

はじめに、学校教育における新型コロナウイルス感染症対策状況についてですが、子どもたちの学びを保障していくため、「学校における衛生管理マニュアル」に基づき、感染のリスクを可能な限り低減した中で教育活動に取り組んでおり、中学校の修学旅行は予定通り行い、全員が参加できました。

運動会・体育祭は時間短縮や参観人数を制限しながら行っております。

次に、今年度各小・中学校の状況であります。学校別児童・生徒数は、中札内小学校が14学級213名で前年比6名の減少、上札内小学校が5学級15名で前年比1名の増加、中札内中学校が7学級118名で前年比9名の増加で、新入学児童26名、新入学生徒43名を迎え、4月8日に入学式及び始業式を行いました。

また、上札内小学校の山村留学生は、2年生2名、3年生1名、4年生1名、5年生1名の5名を受け入れ、山村留学推進協議会や地域の支援・協力を得ながら、保護者とともに新生活をスタートし、毎日元気に登校しております。

資料にはございませんが、中札内高等養護学校は、今年度、全校生徒123名のうち27名、教職員110名のうち35名が本村の住民登録をしてくださっております。

全国学力・学習状況調査は、4月19日に小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数・数学、理科の3教科で実施しております。

この調査結果を各学校及び学力・体力向上等サポート会議で分析・考察し、成果と課題、授業改善の方策、家庭教育の充実に向けた取り組みを進め、児童生徒の確かな学力の向上を図ってまいります。

次に、社会教育の状況ですが、音楽を中心とした「なかさつ音まちプロジェクト」は、5月14日にユーチューバーとして活躍されているジャズピアニストのジェイコブ・コーラー氏のピアノコンサートを開催いたしました。

当初、定員200名としておりましたが、人気のため、230名の方にご来場いただき、素晴らしい演奏に感動し、CDも即完売となる盛況ぶりでした。

また、6月9日には、昨年のショパン国際ピアノコンクール第3位のマルティン・ガルシア・ガルシア氏のピアノリサイタルを開催いたします。

定員400名のチケットは、5月中に完売しております。

ポロシリ大学は、新型コロナウイルス感染状況から、4月よりクラブ活動のみを実施し、入学式・定例授業を延期しておりましたが、6月10日から実施してまいります。

埼玉県川越市中学生との交流事業は、コロナ感染状況を鑑み、川越市生徒の来村が今年度も中止となりました。

北京オリンピックのスピードスケートに出場された押切美沙紀選手の報告会が4月23日に行われました。

オリンピックの映像を振り返りながら、当日の心境や今後の思いなどについて語られ、子どもたちや村民にとって夢や希望をもつことにつながる良い機会となりました。

野外運動施設の使用開始状況ですが、4月29日に札内川総合運動公園、5月7日に上札内公園パークゴルフ場をオープンしました。

中札内村民プールは、5月21日にオープンし、22日までの両日を無料開放しました。

6月から8月まで、一般向け・子供向けの水泳教室や水中エクササイズ講座を実施し、水泳の上達、体力・健康の増進につながることを期待しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで各執行状況の報告は終わりました。

◎日程第１０ 意見書案第１号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（中井康雄君） 日程第１０、意見書案第１号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題にいたします。

お諮りします。

この意見書案については、会議規則第３９条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第１号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

意見書案第１号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

意見書案第１号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第１号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

この意見書案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第１号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 請願第１号 ２０２３年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願

◎日程第１２ 請願第２号 ２０２２年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願

○議長（中井康雄君） この際、日程第１１、請願第１号、２０２３年度地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める請願、日程第１２、請願第２号、２０２２年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める請願の２件を一括して議題にしたいと思います。

ただいま議題となっております請願第１号、請願第２号の２件については、会議規則第９２条第１項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託いたします。

なお、この請願の委員会審査は、この会期中に終了し報告願います。

◎日程第 1 3 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

◎日程第 1 4 報告第 2 号 事故繰越繰越計算書について

○議長（中井康雄君） この際、日程第 1 3、報告第 1 号、繰越明許費繰越計算書について、日程第 1 4、報告第 2 号、事故繰越繰越計算書についての 2 件を一括して議題にいたします。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項及び第 1 5 0 条第 3 項の規定に基づき、2 件の報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

初めに、報告第 1 号、繰越明許費繰越計算書ですが、令和 3 年度に一般会計補正予算で繰越明許費の設定を行った各事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものであります。

次に、報告第 2 号、事故繰越繰越計算書ですが、令和 3 年度に補正予算計上しました道の駅電力計交換事業と災害復旧事業について、年度内の事業完了が困難となったことから、事故繰越繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご理解くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 報告第 1 号、繰越明許費繰越計算書及び報告第 2 号、事故繰越繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 5 番、議案書の 2 ページをお開きください。

最初に、報告第 1 号、繰越明許費繰越計算書について、補足説明を申し上げます。

令和 3 年度に繰越明許費の設定を行いました。まず 2 款総務費については総合行政システム改修委託事業他 1 件、3 款民生費につきましては住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の 1 件、4 款衛生費については新型コロナウイルスワクチン接種事業の 1 件、6 款農林業費については道営担い手畑草事業札内川右岸北部地区負担金他 1 件、1 0 款教育費については小中学校エアコン設置設計委託事業他 1 件、1 1 款災害復旧費については災害復旧事業の 1 件の計 9 件であります。

合計 9 件で 1 億 9, 0 4 7 万 5, 0 0 0 円を令和 4 年度へ繰り越ししておりますので、ご報告いたします。

次に、議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 2 号、事故繰越繰越計算書についてです。

まず、事故繰越については、あらかじめ繰越を予想していなかったものの、避けることのできない事故等のために、年度内に支出が終わらない場合に行うもので、7 款商工観光費の道の駅電力計交換委託業務については、樹脂不足により電力計の入手に時間を要したことから、年度内の事業完了ができなくなり、事故繰越とするものであります。

また、1 1 款災害復旧費の災害復旧事業については、新型コロナウイルス感染拡大に伴

う資材供給等の遅延及び積雪等の影響により、年度内の事業完了ができなくなり、事故繰越するものであります。

2件の合計で138万6,000円を令和4年度へ繰り越ししておりますので、報告いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第1号、繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号、事故繰越繰越計算についての2件は、報告済みといたします。

開始から時間が経ちましたので、休憩をしたいと思います。

午前11時5分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時04分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

◎日程第15 議案第29号 中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（中井康雄君） 日程第15、議案第29号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

中札内村農業委員会委員松島孝幸氏が4月26日をもって辞任したことから、中札内村在住の水崎勝秀氏を後任として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、ここに議会の同意を得たくご提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） 補足説明、野原農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野原誠司君） 議案書5ページをご覧ください。

議案第29号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

農業委員の選任につきましては、平成28年度から議会の同意を条件とする市町村長の任命制度になりました。

農業委員の任期は3年間で、現在は令和2年7月20日から令和5年7月19日となっております。

今回、松島氏が4月26日をもって辞任したことから、後任の委員の推薦募集を5月2日から31日まで行い、期間中に1名の推薦がありました。

中札内村農業委員会候補者評価委員会運営要綱に基づき、6月1日、副村長を委員長と

する評価委員会を開催し、審議のうえ適任とし、同日付で評価結果を村長に報告しているところです。

水崎氏におかれましては、農業事情に精通しており、これまでの知識と経験を活かして、地域に貢献されることが見込まれることから、農業委員として適任であるとしております。

なお、任期につきましては、前任の残任期間となっていることから、令和5年7月19日までです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第29号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は、人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定しました。

議案第29号、中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案の任命について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は同意することに決定しました。

◎日程第16 議案第30号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第16、議案第30号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、本村において鉱泉浴場が開設されるため、地方税法に基づく入湯税を規定する条文を新たに設ける必要が生じたことから、本村条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、補足説明を申し上げますので、黒ナンバー11番、議案関係資料の1ページをお開きください。

今回の一部改正は、これまで本村になかった温泉入浴施設の開設が7月中に予定されているに伴い、地方税法第5条第4項並びに同法第701条に規定される鉱泉浴場に課する入湯税の定めに準じて、村税条例の新たな条項追加による整備が必要となることから、

改正するものとなります。

それでは、順次、項目ごとに説明させていただきます。

まず、ページ上段から中段にかけての目次、これについてでありますけれども、現行、第2章普通税、第6節特別土地保有税までの目次に、右側、改正後による第3章目的税を追加するとともに、第1節入湯税の見出し表記を加えるものとなります。

なお、入湯税に関係する条項が、後で説明いたします第141条から第149条である旨を括弧書きで示すものとなります。

その下、第3条の2は、第1章総則、第1節通則において、税目を謳う条文の追加となりますが、村税として課税できる目的税を入湯税とした条文表記を追加するものとなります。

次に、2ページをお開きください。

上段の第141条は、鉱泉浴場に限定し、入湯税を利用者に課する規定を設けるほか、次の第142条では、免除対象者を謳う規定で、12歳未満のお子さん、共同浴場や一般公衆浴場の利用者、村長が必要と認めた者に限り、入湯税を課さないとするものです。

第143条の入湯税率は、一人当たりの税額について、第1号で宿泊客は1泊当たり150円、第2号では日帰り客は70円として設定するものとなります。

次に、第144条は、入湯税の徴収方法、次の第145条は、徴収手続きを規定するもので、特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者とするほか、例月の申告義務と納入方法などを謳う内容となっております。

次の146条は、入湯税に不足額が発生した際の手続きなどを規定する条文表記となっております。

ページ下段からの第147条は、鉱泉浴場の経営にあたっての申告義務を謳う条文となりますが、事務所や施設の住所、代表者などの変更がある場合においては、いずれも事前申告によることを規定するものであります。

続いて、3ページ、第148条は、特別徴収義務者の管理する帳簿内容等を規定しており、次の第149条は、その帳簿管理、記載に関する義務違反と罰則を規定する条項となっております。

最後に、本改正は、公布の日から施行いたしますが、条例に記載のない詳細の事項の取扱い、各種指定様式などにつきましては、別途要綱を定め、運用を図ってまいります。

以上で入湯税の新設に係る村税条例改正につきまして、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第30号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、何点かお伺いをいたします。

まず1点目としては、この条例の規定については、休暇村の温泉施設を想定して規定していると、こういうことなのですが、その場合の入湯税の税率ということで、宿泊が150円、日帰りする人もいますから、その人は70円という、こんなことで理解をするのですが、その142条の第1項第2号に規定をする共同浴場及び一般公衆浴場に入湯する者については、入湯税の課税免除と、こういうことで規定しているのですが、私としてはこれ、今回の温泉施設には該当しないのかなというふうに理解して、今後、村の中でこういう共同浴場、あるいはまた、一般公衆浴場を始める人については、ここで課税の免除ができるのかなというそういう理解をしたのですが、そういう解釈でいいのかが1点と、あと、入湯税の税率ということで、宿泊、日帰りということで出ていますよね。

これについては、ちょっと調べてみると、標準税率ということで、地方税法の中では規定をされているのですが、いろんな角度から、この税率を規定したというふうに思うのですが、管内町村の状況はどういう状況になっているのかということで、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 山本住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（山本一美君） 私の方から回答させていただきます。

まず1点目の142条の共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者が、今後また新たに運営を始める者がいた場合、免除できるでいいのかというご質問だったと思います。

これは黒田議員のおっしゃるとおり、今後新たに始める方については、共同浴場もしくは一般浴場開設する方については減免するということになります。

2つ目の税率についてです。

管内状況、調査させていただきました。

今、入湯税を規定しております十勝管内全ての市町村において、宿泊客については全てが150円となっております。

日帰り客については、約半数が75円を使っております、残りの半数が70円となっております。

そこで中札内村としても70円というふうに設定させていただきました。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） そうしますと、結果的に、今回の休暇村の温泉施設については、入湯税、そこに規定しております宿泊が150円、日帰り客が70円を徴収すると、こういうことになるかというふうに理解をいたしました。

それで、当然、宿泊、日帰りということで、7月なり8月からスタートするわけなのですが、今年度の入湯税ということで、当然、どれぐらいの人数が来客されて、入湯税がこの程度入るということもきちっと想定はされないと思うのですが、予想としてそういう構想も持っておられるのかなというふうに思いますので、その辺の状況についてはどういうふうに理解をされているのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○議長（中井康雄君） 再開いたします。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今の質問の中で、十勝エアポート・スパの関連で、最初のご質問、そのの部分に限定してあったというふうに思います。

答弁の中で、課税対象に入るのですねと。

つまり、入湯税を取る施設なのですねというふうに、黒田議員ご理解されたというふうに思ったのですが、現実問題、課税免除の規定の部分については、今後、要綱の中で整理をしたいというふうに考えています。

なぜかという、その他村長が特に認める事項ですとか、ほかに考えられるのが、修学旅行生や何かを受けた場合には免税するだとか、いろんな免税規定が実際にはございます。

あと、1回の入浴料が1,000円を下回った場合については免税とするという規定も管内町村では実際にありますから、その辺の取扱いの実施要綱の中で定めようというふう

に思っています。

今回の十勝エアポート・スパのケースについては、1,000円という規定が該当するのであれば、課税の免税対象になりますし、施設自体をどうするかというのは、今後、取扱いを内部的にも相手方とも協議をしながら調整を図っていきたいというふうに思っているところですから、今の段階で課税拡大に確実になりますということでの考え方ではございません。

当然、課税対象外になるケースも当然あるというふうに思っていますし、さらに、今回の施設自体が鉱泉を掘削、掘ってそこから温泉を出しているわけではなくて、村外から持ち込むお湯であると。

ただ、その泉質については鉱泉だということですので、地方税法上は、その規定は確実にやった上で課税免除するかどうかの規定を内部で調整するという形になりますから。

一応、税条例上の規定は設けた上で、課税対象外にするかどうかというのは内部で要綱等で定めるというふうにしたいというふうに思っています。

観光振興ですとか、そういった部分もありますし、お客さんの中札内に呼んでくるということで、外から運んでくる運び湯だということも含めてあって、その辺は内部的にも十分調整をして要綱を定めていきたいというふうに思っているところでございます。

人数の関係です。

入湯税を取るとしたら、その人数はどの程度ということだと思いますが、今お話ししたとおり、課税対象とするかどうかという問題ありますけれども、宿泊客及び日帰り客が、新たな施設ということもあって、そのことでどの程度が利用するかというのは、ちょっとまだ読めません。

例えば、回数券が売れているとか、そういった状況が見えてくれば、当然その推測は可能かなと思いますけれども、今の段階でその人数まではちょっと推測するには至っていないということでございます。

○議長（中井康雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） かなり込み入っているということについてはわかりました。

ただ、1,000円以下については課税されないという答弁あったのですが、その1点について再確認をしたいなというふうに思います。

ということは、予想されているのが、一人1回1,000円ですね。

よって、その場合は課税されないという解釈になるかと思いますが、その点だけ確認をしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 利用料金自体が1,000円以下のくだり、先ほどちょっとお話ししましたが、課税免除の検討する段階でそういう取扱いをしているところもあるということで1,000円という数字を上げさせていただきました。

うちも検討するとすれば、十勝管内にそういう減免の規定がある以上、それを参考にするというのはあるかなというふうには思っていますが、確定的に今申し上げるわけにはいかないかなと。

参考にする価格ではあるというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

よろしければ、これで質疑を終わります。

議案第30号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第30号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第31号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第17、議案第31号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国において本年2月18日付で公布、4月1日から施行された国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、現行条例の内容を調整する必要性が生じたことから、国保税条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） それでは、先ほどと同じく、黒ナンバー11番、議案関係資料の4ページをお開きください。

今回の改正につきましては、上部法の改正に伴うものとなりますが、国民健康保険税の賦課限度額について見直し、増額が図られ、現行の医療基礎課税分63万円が2万円アップの65万円に、現行の後期高齢者支援金分19万円が1万円アップの20万円に改正されたことによるものです。

なお、介護納付金分の17万円については同額、据え置きとなっているところであります。

このことから、本村国保税条例第2条課税額に規定いたします第2項基礎課税額の上限を65万円に、第3項後期高齢者支援金課税額の上限を20万円に改めるとともに、その下、第15条保険税の減額に規定いたします下線の金額を合わせて改めるものとなります。

最後に、本改正は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとともに、改正後の規定は令和4年度以降の国民健康保険税について適用いたします。

また、今回の改正内容につきましては、過日開催されました国民健康保険運営協議会において承認を得ていますことをご報告申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第31号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第31号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第32号 中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第18、議案第32号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正により、保育園業務において、書面に代えて電磁的方法による対応も可能とされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明をさせていただきます。

同じく黒ナンバー11番、議案関係資料により説明いたしますので、資料の5ページから9ページの新旧対照表をご参照願います。

提案の趣旨でもありましたが、保育園業務の実施にあたり、デジタル化の推進に伴い、保育園等が作成、保存を行うものや、保育園等と保護者との間の手続きに関するもので、書面等で行うことが規定されているものについて、業務的負担軽減等を図る観点から、電磁的方法等による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものです。

5ページ左側、改正前、第5条、内容及び手続きの説明・同意の電磁的方法等の記載がある第2項から第6項及び6ページ、第38条第2項を削り、7ページ右側、改正後の第4章雑則に第53条電磁的記録等を追加し、運用内容を記載しております。

なお、附則のとおり、この条例の一部改正は公布の日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第32号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1点お伺いいたします。

改正前も改正後もなのですが、デジタル化の推進ということもあって、電磁記録を進めていくということで、その中で、黒ナンバー11の8ページの(2)あたりに磁気ディスク、シー・ディー・ロムなどというふうに書かれているのですが、この磁気ディスクというのがどういうものなのか。

自分が思うにフロッピーディスクみたいなものなのかなというふうになんとなく理解をしているのですが、先般、山口県のある町でコロナの給付金の誤送金がありました。

その中でも、ペーパーでの提出と、また、フロッピーディスクでの提出で二重に重なって誤送金が行ってしまったということが流れておりました。

今どきあまりフロッピーディスクというのは使われていないのかなというふうに私も記憶していたのですが、やっぱりこういう官公庁、行政あたりというのはまだこのフロッピーディスクあたりを使用されているのかどうなのか。

その辺を1点お伺いしたいのと、多分、このフロッピーディスクあたりというのは、最近生産もされていないのではないのかなというふうに思いますし、最近のパソコンあたりですと、直接入れることができないと思いますので。

その辺ちょっと行政として、今そういったものを使用されているのかどうなのか。または、この磁気ディスクというのはそれ以外のものを指しているのか。

その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまのご質問についてですが、保育園業務において、磁気ディスク等を使っているものは、今のところございません。

この改正は国の基準に基づいて記載をしたものでございますので、そういったものがあつた場合に対応できるようにということではございますけれども、現場においては、今のところないといった状況になります。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 村の方につきましては、今、フロッピーディスク、若干使っている部分もございます。

どういった部分かと言いますと、金融機関との口座振替と、料金、税金、これらの口座振替のやり取りでフロッピーディスク使ったやりということをしております。

これは村の都合ではなくて、相手側金融機関の都合による利用となっています。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 役所と銀行等でまだ使用されているということなのですが、何と言うのですかね、国の方での決まりもあるので仕方がない面もあるのですが、やはり今もう生産もされていないようなものを未だに使っていく。

また、パソコンにも取り込めないようなものが使われている。

多分、使う場合については、何かそういった読み込むデバイスみたいなものが必要なのかなというふうに思うのですが、やはりデジタル化推進の中で、その辺、やっぱり今

後変更していくべきではないかなというふうには思うのですが、上のお役所の方でなかなか変わっていかないのであれば仕方がないかなという面もあるのですが、その辺少し、やはり検討していくべきではないかなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 時代も時代なので、宮部議員の言われていうことは最もだなというふうに理解します。

今後、金融機関とも調整して、データ漏れだとかそんな発生しない方法、いかにしたらお互いに便利になるかということを併せて検討してまいりたいなというふうに思っています。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

それでは、ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第32号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第32号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第33号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第19、議案第33号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少したこと等による介護保険料の減免措置について、令和4年度も引き続き減免を行うため、本村条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明いたします。

黒ナンバー11番、議案関係資料の10ページ、新旧対照表をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による保険料の減免に係る申請書の提出期限についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が減少したことなどによる介護保険第1号保険料の令和4年度における減免措置の取扱いについて、減免を行った場合には、前年度に引き続き、令和4年度においても保険者に対する財政支援が行われることになりました。

減免申請書の提出期限は、第10条の規定で、普通徴収が納期限前7日まで、特別徴収は前々月の15日までとしていますが、新型コロナウイルス感染症を理由とする場合は、過去にさかのぼって減免申請ができるように、改正附則において定めている特例の期間を延長するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第33号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第33号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第33号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第34号 中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第21 議案第35号 中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第20、議案第34号、中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21、議案第35号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、根拠法令であります特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が

近年の家族の多様化を踏まえ、入居者資格における同居親族要件を拡充することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、補足説明を申し上げます。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー 1 1 番、議案関係資料 1 1 ページをお開き願いたいと思います。

本案件につきましては、ただいま提案説明でありましたように、今回の特定公共賃貸住宅管理条例及び村営住宅管理条例の改正は、根拠法令であります特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正があり、近年の家族の多様化を踏まえ、入居者資格における同居親族要件を拡充することになりました。

1 1 ページ中段からご覧いただきたいと思いますが、この改正を受けて、特定公共賃貸住宅における入居者の資格を記載している第 5 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号中の親族。

続きまして、第 8 条中の親族。

1 2 ページ上段に進み、2 3 条中の親族、3 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号中の親族。

別表第 2、ふれあい団地の項、家賃減額のための控除額の欄中の親族の次に等を加えて、同居親族の要件を拡充するものであります。

この同居親族の要件の拡充につきましては、改正前の 6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族、内縁の配偶者、さらには、婚約者と。これに里子が追加されることになります。

次に、1 1 ページに戻っていただきまして、上段をご覧いただきたいと思います。

第 2 条第 2 号中における第 3 号を第 4 号に改めるものであり、根拠法令における号の繰り下げによるものでございます。

次に、1 4 ページをお開き願います。

村営住宅における入居者の資格については、事業主体である地方公共団体の自主性を認めて、本村で定めることになっております。

今回、特定公共賃貸住宅における同居親族要件に準拠して、同様に拡大をしようとするものでございます。

1 4 ページ上段からご覧いただきたいと思いますが、村営住宅における入居者の資格を記載している第 6 条第 1 号、第 5 号中の親族、第 9 条第 1 項第 2 号、第 1 2 条及び第 1 3 条第 1 項中の親族。

1 6 ページ上段に進み、第 5 1 条第 1 号、第 6 9 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号中の親族の次に等を加えるものでございます。

また、1 5 ページに戻っていただきまして、上段からご覧いただきたいと思いますが、1 2 条中の第 1 0 条を第 1 1 条に、第 1 3 条中の第 1 1 条を第 1 2 条に、第 1 5 条第 2 項中の第 8 条を第 7 条に、第 3 8 号及び第 3 9 号中の第 1 1 条を第 1 2 条に改めるものであり、その背景には、根拠法令における条の繰り下げ及び繰り上げによるものでございます。

さらに、1 6 ページ中段からご覧いただきたいと思います。

第 5 1 条第 1 号中に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、施行規則の略称表記を追加するとともに、その下段、第 6 9 条第 1 項第 3 号中の第 1 項を削除するものでございます。

施行期日につきましては、双方の条例とも公布の日から施行しようとするものでござい

ます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これら２件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第３４号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第３４号、中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

議案第３５号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第３５号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第３６号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第２３ 議案第３７号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

◎日程第２４ 議案第３８号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（中井康雄君） この際、日程第２２、議案第３６号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第２３、議案第３７号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第２４、議案第３８号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての３件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に新たに加入する団体の発生に伴い、規約を変更するため、地方自治法の規定により、議決を経ようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第36号から議案第38号、北海道市町村総合事務組合規約の変更、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、各案件につきまして一括して補足説明いたします。

黒ナンバー5番、議案の20ページをご覧ください。

また、黒ナンバー11番、議案関係資料については19ページからとなっております。

各組合規約の変更について、ともに令和4年4月1日付で設立されました上川中部福祉事務組合が北海道市町村総合事務組合、北海道市町村職員退職手当組合並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合へ新たに加入することに伴い、規約の一部を改正しようとするものであります。

地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第36号から議案第38号、これらの3件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第36号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第38号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第39号 元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎日程第26 議案第40号 南常盤辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎日程第27 議案第41号 西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎日程第28 議案第42号 西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（中井康雄君） この際、日程第25、議案第39号、元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、日程第26、議案第40号、南常盤辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、日程第27、議案第41号、西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、日程第28、議案第42号、西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、令和4年度から令和8年度までの5カ年間における、元更別、南常盤、西札内、西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、5月20日付けで北海道知事との協議が整いましたので、議会の議決を得ようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第39号から議案第42号まで、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、補足説明いたします。

まず、この辺地に係る総合整備計画とは、辺地債の借入という財政上の支援を受けるた

めに、特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、策定が義務付けられた計画であります。

これから説明する4つの辺地計画は、計画期間の満了に伴う計画の策定となっており、整備計画の期間はいずれも令和4年度から令和8年度までの5カ年の計画でございます。

黒ナンバー5番の議案書26ページと、併せて、黒ナンバー11番、議案関係資料の21ページ、辺地計画区域図を併せてご覧をいただきたいと思います。

まずはじめに、元更別辺地ですが、議案書の27ページ、総合整備計画書をご覧ください。

1、辺地の概況の(1) 辺地を構成する部分につきましては、その辺地5キロ平方メートル以内の面積の中の人口が50人以上という基準をもって辺地を構成することとなっております。

上段、記載のとおり、辺地の人口は元更別、南札内合わせて54人という辺地構成をしております。

次に、(2) の地域の中心の位置であります、元更別東2線343番地4であります。

こちらにつきましては、当該辺地の宅地で固定資産評価額の一番高いところをもって基準中心地とする規定になっております。

次に、(3) 辺地の点数であります、当該辺地については188点となっており、その地区の中心となる箇所から、交通機関にて学校、医療機関、役場などの公共施設までの距離に一定係数を掛けて、100点を超える場合、辺地とみなされることとされております。

次に、2、公共的施設の整備を必要とする事情、それから、3、公共的施設の整備計画がありますが、整備計画の表上段、国営応急対策特別事業は、土地改良事業等により造成された導水路改修事業の完了に伴う地元負担額の繰上償還財源として辺地債を充当しようとするものであります。

事業費595万1,000円で、財源内訳は、全額一般財源で、そのうち380万円を辺地債の充当を予定しております。

次に、その下段、林道点検診断・保全整備事業は、令和4年度、令和5年度に元更別林道橋補修設計及び補修工事を予定するもので、事業費700万円、財源内訳が特定財源として、国及び道の補助金を合わせまして357万円、村負担分として一般財源が343万円、このうち340万円に辺地債を充当しようとするものであります。

次に、南常盤辺地ですが、議案の29ページをご覧ください。

1、辺地の概況の(1) 辺地を構成する部分につきましては、辺地の人口は南常盤、元札内合わせて104人という辺地構成をしております。

次に、(2) の地域の中心の位置であります、南常盤東1線292番地17であります。

(3) 辺地の点数であります、当該辺地につきましては141点となっております。

次に、2、公共的施設の整備を必要とする事情と、3、公共的施設の整備計画は、元更別辺地と同様、国営応急対策特別事業ですので、事業内容の説明は省略いたします。

事業費863万2,000円で、財源内訳は全額一般財源で、そのうち530万円に辺地債を充当しようとするものです。

次に、西札内辺地ですが、議案書の31ページ、総合計画書をご覧ください。

1、辺地の概況の(1) 辺地を構成する部分につきましては、辺地の人口は、西札内、新札内南合わせて64人という辺地構成をしております。

次に、(2) の地域の中心の位置であります、西札内2番地83であります。

(3) 辺地の点数であります、当該辺地については203点となっております。

次に、2、公共的施設の整備を必要とする事情と、3、公共的施設の整備計画は、元更別辺地等と同様の国営応急対策特別事業ですので、事業内容は、説明は省略いたします。

事業費544万9,000円、財源内訳は全額一般財源で340万円に辺地債を充当しようとするものです。

次に、その下段、林道専用道整備事業は、令和4年度から令和6年度までの3年間、西札内林道専用道に係る全体計画調査及び測量・設計委託・開設工事等を予定するもので、事業費6,368万7,000円で、特定財源が国及び道補助金合わせて3,248万1,000円で、一般財源が3,120万6,000円で、このうち3,120万円に辺地債の充当を予定しようとするものです。

最後に、西戸蔦辺地ですが、議案書の33ページ、総合計画書をご覧ください。

1の辺地の概況の(1) 辺地を構成する部分につきましては、辺地の人口は、西戸蔦、新札内、東戸蔦合わせて117人という辺地構成をしております。

次に、(2)の地域の中心の位置であります、西戸蔦東3線157番地10番であります。

(3) 辺地の点数であります、当該辺地については112点となっております。

次に、2、公共的施設の整備を必要とする事情と、3、公共的施設の整備計画は、先ほどと同様、公営応急対策特別事業ですので、事業内容の説明は省略いたします。

事業費607万9,000円、財源内訳は全額一般財源で、そのうち380万円に辺地債を充当しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

昼食休憩をしたいと思います。

午後1時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時06分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

午前中に提案理由の説明をさせていただきました。

提案理由の説明が終わっておりますので、議案第39号から議案第42号、これらの4件を一括して質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第39号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 39 号、元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議案第 40 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 40 号、南常盤辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議案第 41 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 41 号、西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

議案第 42 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 42 号、西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

先ほど、答弁いただいた内容に、ちょっと訂正をしたいということで、高島住民課長、お願いいたします。

○住民課長（高島啓至君） 先ほど、議案第 32 号の答弁の中で、金融機関とのやり取りで一部フロッピーディスクを使用しているという答弁を行いました、数年前に全て DVD

に置き換わっております。

現行の業務の中では、磁気ディスクとしてフロッピーディスクの使用はありませんので、答弁の訂正をさせていただきます。

申し訳ありませんでした。

◎日程第 2 9 議案第 4 3 号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第 2 9、議案第 4 3 号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、高区排水池耐震補強工事について、6 月 3 日に指名競争入札を行った結果、決定しました業者と随意契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第 4 3 号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー 1 1 番、議案関係資料 2 2 ページをお開きください。

高区配水池耐震補強工事ではありますが、契約の方法は随意契約であります。

随意契約に至る経過について、ご説明申し上げます。

本件は 6 社による指名競争入札を執行したところ、1 回目、2 回目双方とも予定価格の範囲の額に至らず、最低入札額の永井工業株式会社と協議を行い、5, 9 7 3 万円で契約しようとするものであります。

予定価格は 5, 9 7 3 万円でありました。

工事の概要については、高区配水池耐震補強工事及び配水池内配管布設替工事等を行うものであります。

なお、2 3 ページに平面図、2 4 ページ、2 5 ページに補強図及び断面図を添付していますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第 4 3 号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 4 3 号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長(中井康雄君) 日程第30号、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、鉄道記念公園周辺整備工事について、6月3日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第44号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料26ページをお開きください。

鉄道記念公園周辺整備工事であります、工事請負契約の締結について記載しております。

本工事は6社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、永井工業株式会社で、予定価格1億6,998万3,000円に対し、1億6,940万円で、落札率は99.66%であります。

また、2番札は、1億7,050万円でありました。

工事の概要につきましては、敷地造成他植栽工事、園路広場及び駐車場整備工事、遊戯施設設置工事等であります。

なお、27ページに平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第44号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番北嶋議員。

○5番(北嶋信昭君) 多分これは鉄道公園の遊園地の話ですね。

ここの庁舎も初めてしたときに、なかなか今の業者の中で木を植えるとかそういう環境を作るといのはものすごく少なく感じております。

この間もちょっといろいろ桜なんか見に行ったときに、文化創造センターの前とか中央公園の前とか、ああいうところに桜とかいろんなもの植えて、環境をやっぱ、緑を大切にするというそういうものがかなりあるのですけども、この庁舎に関しては一切なかったのですけども、今後、村としてどうですか、ここにも少し木を植えたり、そういう緑を増や

すという形の中の設計はなされるのか伺いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 鉄道記念公園整備事業でございます。

この部分につきましては、すでに実施設計を終えて、村民の意見を取り入れながら、遊具の選定、さらには、歴史追想ゾーンとか、そういったものを定めてきておりますけども、木の植樹に関しましては、現況の木を活かしながら取り進めていくというような考えで組んでいく予定でございます。

新たに植樹ということは、多く植樹するということは考えてございません。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） かなりの今までの木はあるし、良い木もあると思うのですが、できれば、そのプラスアルファの中において、中札内の大体中心に近い、人通りの一番見えるところに遊園地を作っていただくと。

これは大変いいことなのですが、あくまでもあるものを切ったり、そんなことしないで、増やすことはかまわないけども、やっぱり今ある木をうまく利用して、子どもたちが楽しく遊べる遊園地にしていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 1点お伺いいたします。

この公園が整備されるわけですが、以前、この公園の近隣に住んでおられる住宅の皆さん方のためにフェンスを確か嵩上げして、周りからあまり見えないような状態にするというような答弁をいただいていたのですが、そういったフェンスの嵩上げですとか、その辺の近隣住民への対策工事もこの契約金額の中に入っているのかどうか。

その点を確認させてください。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 3月の定例会の中で、その辺の審議を行ってきているかと思えます。

さらに、近隣住民の説明会も開催して、そういったことも行っているわけなのですが、本工事の中に、嵩上げをして設置するというような質問であったかと思うのですが、こちらの部分につきましては、後ほど、詳細についてはちょっと確認させていただいて、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時20分

○議長（中井康雄君） 再開いたします。

川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 宮部議員の質問にお答えしたいと思います。

こちらの方に、今回契約する金額の中に入れているということでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 私ども、全員協議会で説明受けたのは、かなり以前だと思いますけれども、時間的な経過があります。

今回、我々が説明を受けた時点での内容と、それから、今回このような形で提案されてきましたけれども、大きく変わった点がありますか。

もし変わった点がありましたら、説明を求めたいと思います。

それともう1点は、高さが5メートル以内ということで、低学年あるいは保育所園児と、そういうようなお子さんたちの活用が対象となっているようにお話を聞いていましたけれども、小学校のPTAないしは保育園の父母の会の皆さま等のご意見等はどのように聴取され、どのように反映されていたのか。

その辺の経過も含めてお話を賜りたいと思います。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 船田議員の質問にお答えしたいと思います。

こちらの部分につきましては、実施設計を踏まえた上で、大きく変わった点はございません。

さらに、近隣に保育園、さらには小学校というような、歩いて遊びに行ける手軽な公園ということで、小学校、さらには保育園の中で意見をいろいろと踏まえながら、今回設計に反映させていただいている公園でございます。

今回の整備工事につきましては、そういった意見を取り入れながら進めたものでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第44号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第44号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（中井康雄君） 日程第31号、議案第45号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内小学校外部塗装・屋上防水等工事について、6月3日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第45号、工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー11番、議案関係資料28ページをお開きください。

中札内小学校外部塗装・屋上防水等工事ではありますが、工事請負契約の締結について記載しております。

本工事は7社による指名競争入札を行いました。

落札業者は、株式会社西川工務店で、予定価格2億3,735万8,000円に対し、1億3,365万円で、落札率は56.31%であります。

また、2番札は、1億3,398万円でありました。

工事の概要については、中札内小学校における校舎棟及び屋内運動場の外壁塗装、校舎屋上の防水工事、学校給食調理場における外壁塗装、屋上防水工事等であります。

なお、29ページに平面図を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第45号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 今までは入札率99%というのもいろいろあったのだけど、今回、五十何パーセントと。

それで1億円近く安くなっているのですけども、これはどういう形の中でこういうふうになったのか、説明願いたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 本件は7社による指名競争入札となっておりまして、本入札に当たりまして参加されました業者7社とも、予定価格を下回る価格であったこと。

また、他の業者と比較した場合においても、突出した落札額ではないということから、担当課といたしましては、入札額としては有効と考えております。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 7社で有効ということですけども、これはこれで安い方がいいのだろうけども、過去の中に、先ほどの入札もそうだけど、2回入札が合わなくてやり直したとかってそういうふうにあるけど、村の見積もり、それから提示額というのは、ちょっと変でないのですか。

この前の入札も2回入札し直した。

それから、前に出ていたとき、庁舎の取壊しも入札して、最後に永井さんと話し合いでなつたと。

そんなにずれてあるものですかね、これ。

入札というのはやっぱり村で提示するかというのは、やっぱりそれなりの形で、常識内で収められることであると思うので。

99%なんていうのは、我々信じられないのだけども、それで入札している場合もあるのですよ。

それをその提示額から外れて話をしたとかって、今回は1億円近く安いわけですね。

村のそういう提示の仕方というのは、いかがなものですかね。

安いのは構わないと村民は思うかもしれないけども、その提示の仕方というのは、こんなに差あるというのは、村の見方が何かずれているような気がするのですけどいかがなものですか。

○議長（中井康雄君） 川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） 今回、中札内小学校の外部塗装、屋上防水工事につきましては、しっかりと北海道積算単価表に基づく単価を採用するとともに、北海道積算単価表にないものにつきましては、見積書を徴して単価を決定し、適正な予定価格を作成しております。

○議長（中井康雄君） 5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） そういろいろな決めがあるのだろと思うのですが、7社で入札に入ってきて、全員がこういう少ない金額に出てきたというのは、ある面でうれしいのですが、先ほどから言うように、そういう設定をした村の方が、考え方なのか、それとも、そういう見積もりの仕方が悪いのか。

その辺はやっぱり、我々としては理解のできないものがあるのですけども。

過去にもいろいろあったけど、こんなの初めてですよ、50%というのは。

ですから、村でどういう形になってやるかわかりませんが、我々職業が違うので、なかなかわからない面もあるけども、これだけ差が出てきて、それから2回も入札もしてだめなところが、今年になって2回もあつたり、こういうことに関しては、やっぱりもう少し、提示の仕方が違うのか何かわかりませんが、ちょっとこういう形の中で、今後、入札あることのないように、やはりそれなりの単価で、やっぱり業者さんがそれに、近くまで提示してくれるような入札の金額にさせていただけるように、村の方からももう少し検討しながら提示していただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 予定価格の根拠になる設計金額につきましては、先ほど施設課長から説明があつたとおり、その量ですか、その施工するために必要なものの量を計った上で、それに対して道単、これを掛け合わせて、それでは間に合わない部分については、外部の機関に見積もりを徴して、その金額を設計書に反映する。

ですから、今回の予定価格の設定の金額が不適正だったかどうかというところは、実際に検証はしてみましたけれども、特に不合理はなかったというふうに思っていますから適正だと。

ただ、設計の内容については、十分これからも検証していくことは変わらなくやりたいと思います。

さらに、この金額での契約ということですので、今の段階では仮契約、今回の議決を受けて本契約ということになりますから、実際にその施工がしっかりできるように、工事監督も含めてやらなければならないというところは、これまでの工事についてもそうでしたが、それを引き続ききちんと適正に監督していこうというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 29ページ、それから30ページに、こういう形の図面が出てくるのですけども、やっぱり村民としては、子どもたちも含めて、どういう配色になって、どういうイメージカラーになるのか。

本来ですと、学校の先生も含めて、イメージというのかな、景観にどのようなマッチした配色で塗装がされるのか。

本来、こういうお話が出てくる時点で、そういう絵が本当はあって然るべきではないのかなと思います。

そういった観点から、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今回のこの中札内小学校の外部塗装及び屋上防水等工事の工事内容につきましては、基本的には、学校施設を長寿命化するというのが第一義的な工事の目的になっています。

長持ちさせるという意味です。

ですから、今回の施工に関して、色を変えたりだとか、そういったことはもともと検討されていません。

例えば、壊れているところは修繕しなければならないだとか、屋上防水、防水が切れている部分については、その防水を全体的に補強するだとか、そういうことが中心ですので、今回の施工に関して、学校の意見を、教育委員会所管の施設でございますから全くないというわけではございませんが、その色取りですとかそういったものを検討するということは、現実的にはしていないというふうに認識しているところでございます。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 今後、村の施設改修に当たっても、議会にこういう形になります、こういう姿になりますよということを、こういう席でお出しにならなくても結構ですけども、少なくとも、全員協議会や事前の説明会の中では、やはりそういう姿を出していただきたいし、また、今お話ありましたが、根本的な色は変わらないということであります。

しかし、やはりその辺も含めて、丁寧に学校関係者、あるいは村民に説明をしていただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 先ほど北嶋議員もおっしゃっていましたが、執行者側の答弁聞いていますと、予定価格については適正であったという答弁なのですが、これ多分最初に設計委託を出されて、その出てきたものに対して、道単価など数字を入れて積算して予定価格を決められたと思うのですが、それからすると非常にここまで極端に予定価格と入札額が、差が広がるということちょっと考えられないと思うのですよね。

どこか1社か2社がとび抜けて、仕事が欲しくて頑張って価格を落としたというのならわかるのですが、7社とも予定価格を下回っているということは、やっぱりちょっとこの積算の段階で、私は何かミスがあったのではないかなというふうに思うのですが、それでもやっぱり適正だったということなのではないでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 今回、その辺の予定価格の設定に当たっての積算単価、設計書ですね。

その辺をしっかりと再確認はしています。

ですが、その積算段階で間違っていたという、やっぱり、ことにはなっていないです。内容何回見ても。

あとは、外部からの見積もりを取った。

うちも設計段階で取っていますけれど、その取る相手方によっては、当然、業者さんにとっては、その付き合いの深さだとか、物をしっかり持っているだとか、いろいろあったりするのでしょうか、違いが出るとすれば、そういった部分がウエイトが高いのではないかなと。

それは今回の施工に関して、村が指示をした、入札に際してですね、設計の中で指示した事項をきちんとやるという根拠のもとに、業者さんもそういった価格を入れてきているというふうに思いますから、そこまで深く突っ込んで、その入れた入札の金額の内訳まで調べているわけではありませんけれども、表に出ている部分以外は。

村としても、その設計したものがきちんと施工されるということを、今後、先ほども述べましたけれども、監督していくといったことが一番重要ではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今、人件費やら資材等かなり上がっている中で、ちょっと信じられないような面もあるのですけれども、今、副村長おっしゃったように、安いから手抜き工事するという事にはならないと思いますので、しっかりと監視をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ご意見としてお伺いしたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

ほかになければ、これで質疑を終わります。

議案第45号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第45号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第46号 令和4年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第33 議案第47号 令和4年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第34 議案第48号 令和4年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第35 議案第49号 令和4年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について

◎日程第36 議案第50号 令和4年度中札内村公共下水道事業会計補正予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第32、議案第46号、令和4年度中札内村一般会計補正予算について、日程第33、議案第47号、令和4年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第34、議案第48号、令和4年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第35、議案第49号、令和4年度中札内村簡易水道事業会計補正予算について、日程第36、議案第50号、令和4年度中札内村公共下水道事業会計補正予算についての5件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億942万6,000円を追加し、総額を56億8,014万2,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ26万4,000円を追加し、総額を4億7,926万4,000円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ246万2,000円を追加し、総額を3億3,306万2,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業会計であります。既定の歳出予算の総額に、659万1,000円を追加し、総額を2億8,178万9,000円としたものであります。

次に、公共下水道事業会計であります。既定の歳出予算の総額から、27万2,000円を減額し、総額を3億9,789万6,000円としたものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 令和4年度6月定例会各会計補正予算の補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計のほか、人件費を計上しております介護保険特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計で、4月の人事異動に伴う各予算計上科目の変更など人件費にかかわる補正を行っております。

一般会計補正予算書の給与費明細書により概要を説明させていただき、各特別会計での人件費の説明については、省略をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

黒ナンバー6番、一般会計補正予算書の33ページをご覧ください。

給与費明細書ですが、今回の補正における人件費について、はじめに、33ページの下段の比較の欄をご覧くださいと思います。

特別職における共済費につきましては、共済掛金率の改定によるものであります。

次に、34ページをご覧ください。

一般職であります。同じく比較の欄をご覧くださいと思います。

報酬が新型コロナワクチン接種のための会計年度任用職員報酬の59万円の追加があるほか、4月人事異動による昇格、予算科目の組替え、職員の退職、育児休業の取得、扶養人数の変更などにより、給与費及び共済費が減額となっております。

併せて、介護保険特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計についても、人事異動等に伴う給与費等の増減、共済掛金率の改定に伴い、増減を行うものであります。

これにより、人件費のみの補正である公共下水道事業会計の補足説明は省略をさせていただきます。

それでは、これより一般会計の歳出の主なものから説明をさせていただきますが、歳出に関係のある特定財源についても併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略

させていただきます。

また、概ね30万円以上の補正予算について説明申し上げます。

14ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、7目電子計算費、説明欄下段、電算機器等借上料32万7,000円の追加は、国から無償貸与されているマイナポータルサイト接続用端末2台のリース期間が満了となることから、新たな端末2台のリース料を追加するものであります。

なお、特定財源として、国のマイナポイント事業費補助金を同額追加するものであります。

続いて、15ページをご覧ください。

2款総務費、2項企画費、1目企画総務費、説明欄上段、企業立地促進補助金46万9,000円の追加は、固定資産に関する奨励金及び企業立地促進奨励金交付のため追加するものであります。

同じく15ページ、2款総務費、2項企画費、2目広報公聴費、説明欄下段、コミュニティ助成事業補助金110万円の追加は、ときわ野行政区から申請のありました防災備品等購入事業が事業採択されたことから、追加するものです。

なお、特定財源として、コミュニティ助成事業助成金を同額追加するものであります。

次に、20ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費、説明欄中段、子育て世帯臨時特別給付金3,450万円の追加は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対し、村独自の生活支援を行うため、18歳未満の児童を養育する全世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給するものであります。

なお、特定財源として、国の地方創生臨時交付金を活用し、事務費分含め、同額を追加するものであります。

次に、その下段、子育て世帯生活支援特別給付金125万円の追加は、低所得のひとり親世帯及びそれ以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、北海道及び村が実施主体となり、国庫補助事業として、児童一人当たり5万円を支給するものです。

なお、特定財源として、子育て世帯生活支援特別給付金事業の事業費分及び事務費分、また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金を、事務費分含めて同額を追加するものであります。

続いて、その下段、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童館管理費、説明欄中段、児童館給油設備改修工事374万円の追加は、地下貯蔵タンクが設置後40年を迎えることから、流出防止対策として、地上用給油設備を設置するものです。

なお、特定財源として、公共施設等整備基金繰入金を、端数分を除きまして、追加しようとするものです。

次に、22ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目予防費、説明欄下段、新型コロナウイルスワクチン接種事業のうち、主なものについてご説明を申し上げます。

報酬59万円の追加は、接種に係る看護師報酬等を追加するものであります。

次に、23ページをご覧ください。

説明欄上段、接種券等印刷・封入・封緘業務委託52万円の追加は、コロナワクチン4回目接種に係る接種券等印刷業務と封入封緘作業を民間委託するものであります。

また、その下段、新型コロナウイルス予防接種業務委託55万4,000円の追加は、予防接種に係る業務委託費用を、ワクチン接種体制確保委託90万円の追加は、予防接種に係る消耗品や備品等の設置に充てるための費用で、それぞれ追加しようとするものです。

その下段、健康管理システム改修委託37万円の追加は、接種回数の増による書式等のレイアウト変更により追加しようとするものです。

なお、特定財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及びワクチン接種体制確保事業補助金として同額追加しようとするものです。

次に、その下段、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥し尿処理費、説明欄下段、修繕料は、上札内市街のごみステーション9基を修繕するため、追加しようとするものです。

次に、24ページをご覧ください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄最下段、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金3,006万8,000円の追加は、中札内村農業協同組合が実施する甜菜からの需要の高い作物等への転換や、種馬鈴しょの緊急増産、病虫害抵抗性品種の導入、普及拡大等に対する助成を行うものであります。

なお、特定財源として、道補助の持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金を同額追加するものであります。

次に、25ページをご覧ください。

6款農林業費、3項畜産費、3目牧場費、説明欄下段、草地造成委託53万5,000円の追加は、草地難防除、雑草駆除技術実証事業の採択により、大規模草地育成牧場の管理を受託している農事組合法人カーフゲートに対し、草地造成委託を追加するものであります。

続いて、その下段、草地支障木伐採委託43万4,000円の追加及びその下段、草地除薬委託19万6,000円の追加は、ただいまご説明いたしました実証事業採択に関連して、ピョウタン牧区における採草地の支障木伐採、除薬委託を追加するものであります。

次に、27ページをご覧ください。

7款商工観光費、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄上段、プレミアム商品券事業補助金96万5千円の追加は、商工会が実施するプレミアム商品券事業に対する補助金で、プレミアム額の40%及び事務費等の2分の1を助成しようとするものであります。

なお、特定財源として、国の地方創生臨時交付金を同額追加するものであります。

次に、28ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、2目災害対策費、説明欄下段、消耗品40万5,000円の追加は、災害復旧作業時における職員用の防災用ヘルメットの購入、避難所等の使用する紙おむつ等を購入しようとするものです。

続いて、その下段、防災用備品47万6,000円の追加は、災害対策本部で使用する電子版ホワイトボード2台を購入しようとするものであります。

次に、30ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、5目スクールバス運行費、説明欄上段、修繕料89万1,000円の追加は、スクールバスかしわ号のエアコン故障による修繕費用を追加しようとするものであります。

次に、31ページをご覧ください。

11款災害復旧費、2項災害復旧費、1目災害復旧費、説明欄下段、公共施設風倒木等処理委託97万4,000円の追加は、令和3年12月に発生した暴風災害に係る災害復旧作業として、枝、伐根処理、伐根箇所土入れ等の復旧費用を追加しようとするもので

あります。

また、その下段、補償費 1 9 6 万 7, 0 0 0 円の追加は、同じく、暴風災害に係る災害復旧で、墓地倒木被害による墓石修復のため、補償費を追加しようとするものであります。

次に、1 3 款諸支出金、2 項公営企業繰出金、1 目公営企業繰出金、説明欄中段の 8 8 3 万 5, 0 0 0 円の増減でございますが、公共下水道事業会計における歳入科目の予算組替えによるものであります。

次に、戻りまして、9 ページをお開き願います。

歳入について主なものを説明いたします。

最初に、1 2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、説明欄、広尾町並びに大樹町、更別村認定審査会負担金の減額は、4 月 1 日付人事異動に伴う予算組替えにより、町村負担金を減額しようとするものです。

次に、1 1 ページをご覧ください。

1 9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、2, 2 6 1 万 8, 0 0 0 円の追加は、令和 3 年度の決算認定はまだですが、見込むことが可能でございますので、歳出見合い分の財源調整のため、追加しようとするものであります。

次に、2 1 款村債、1 項村債、5 目消防債、説明欄下段、消防施設整備事業債、1, 5 6 0 万円の減は、高機能消防指令システム機器更新分について、緊急防災・減債事業債の対象外となったことから、当初計上しておりました消防施設整備事業債 1, 5 6 0 万円を全額減額し、新たに緊急防災・減債事業債である消防救急デジタル無線機器更新事業債の 6 4 0 万円と、防災対策事業債である高機能消防指令システム機器更新事業債 6 9 0 万円を新たに追加しようとするものであります。

次に、戻っていただきまして、5 ページをご覧ください。

第 2 表債務負担行為補正は、今年度から令和 8 年度まで、債務負担行為の限度額設定をしておりました車両譲渡事業償還金について、購入予定の福祉輸送サービス車が車両のフルモデルチェンジのため受注中止となり、規格が類似する車両を新たに購入することに伴い、限度額を 9 5 2 万円から 9 8 1 万 6, 0 0 0 円に変更しようとするものです。

次に、6 ページをご覧ください。

第 3 表地方債補正であります。先ほど、歳入予算でご説明申し上げました当初予算で議決をいただいております消防施設整備事業を下段の表のとおり廃止し、上段に追加として、緊急防災・減債事業の消防救急デジタル無線機器更新事業 6 4 0 万円、防災対策事業の高機能消防指令システム機器更新 6 9 0 万円を新たに限度額の設定をしようとするものであります。

以上で、一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） 補足説明の途中ではございますけれども、休憩をしたいと思います。

2 時 1 5 分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 3 分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

では、補足説明。

次に、高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 続きまして、黒ナンバー7番、国民健康保険特別会計補正予算書をご用意いただき、7ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出とも1科目のみの追加となりますが、歳出予算の説明に合わせて関連いたします財源につきましても説明を加えさせていただきます。

1款総務費、1項、1目一般管理費、説明欄、国保税軽減システム改修委託26万4,000円の追加は、昨年12月定例会において、国保税条例の一部改正を承認いただきました。

本年4月1日より適用いたします未就学児の均等割り軽減に伴う国保税納付書作成システム改修に係る費用となりますが、先月5月に北海道からレイアウト等の仕様と詳細が示されたことから、今回、改修委託に係る所要額として追加するものであります。

なお、本事業費の財源につきましては、交付金の有無や交付率などの提示を受けていないため、6ページ、歳入に記載するとおり、同額を繰越金で追加し、財源調整を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、次に、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー8番、介護保険特別会計補正予算書をご用意ください。

まず、歳出予算から説明させていただきますので、8ページをお開き願います。

4款地域支援事業費、1項、1目一般管理費143万8,000円の追加は、人事異動に伴う一般職員人件費の額の変更によるものです。

次に、9ページ、3項、1目一般介護予防事業費、説明欄、会計年度任用職員報酬127万円及び費用弁償6万3,000円は、専門職の退職により、地域包括支援センター業務等を担う会計年度任用職員、保健師の報酬を追加するものです。

10ページ、5款基金積立金、1項、1目介護保険事業基金積立金30万9,000円の減額は、会計年度任用職員報酬の増額による財源調整を行うものです。

続きまして、歳入ですが、6ページをご覧ください。

上段、2款国庫支出金、中段、3款道支出金、下段、4款支払基金交付金、地域支援事業費交付金及び7ページ、6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金の増額は、歳出側で説明をいたしました人事異動に伴う人件費及び会計年度任用職員報酬等の増額に伴い、それぞれ、法定割合に基づき計上をしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計の補正予算について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー9番、簡易水道事業会計補正予算書1ページから順次ご覧いただきたいと思っております。

まず、第1条については総則。

第2条につきましては、収支的收入及び支出の補正。

第3条につきましては、資本的收入及び支出の補正。

第4条は、特例的收入及び支出。

第5条は、企業債の補正。

第6条におきましては、議会に議決を得なければ流用できない経費の補正を定めております。

それでは、4ページをお開きください。

補正予算実施計画となります。

収益的収入及び支出の収入であります。1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計負担金931万3,000円の減額は、当初予算において、収益的収入の一般会計負担金を一括して予算計上しておりましたが、今後の予算執行を明確に取り進めるために、繰出基準に基づく繰入金と、繰出基準に基づかない繰入金に分類し、繰出基準に基づく繰入金931万3,000円を資本的収入に予算の組替えを行うものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出であります。1款簡易水道事業費、1項営業費用、10目原水及び浄水費4,000円の減額及び13目、総係費5,000円の減額については、双方とも、法定福利に係る共済組合の各負担率の変更によるものでございます。

次に、6ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入であります。1款簡易水道事業資本的収入、1項企業債、1目簡易水道事業債660万円の追加は、実施設計委託に係るものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出であります。1款簡易水道事業資本的支出、1項建設改良費、12目その他建設改良費660万円の追加につきましては、収入においても触れましたが、実施設計委託に係るものでございます。

今回、常盤西地区における西2線の水道本管更新を図るために、実施設計を取り進めようとするものでございます。

その背景につきましては、先月5月下旬に政府が発表いたしました月例経済報告の中にもありましたけれども、国内の景気の基調判断から、新型コロナウイルス感染症の影響の記述が外されたこと、さらには、感染拡大続く中でも内需が顕著に推移していること、適切な感染防止策を講じることで、経済社会活動を継続できると判断したことを受けて、経済の正常化へ軸足を移す姿勢を明確にしております。

来年度以降において、製造業における給水の拡充も予想されます。

給水増料の対応を見据えるとともに、いずみ団地も含めた常盤2次地区における水道の安定供給を図るため、水道本管更新の実施設計委託を行うものでございます。

続きまして、8ページから10ページまでにつきましては、給料費明細書。

11ページには、補正予算キャッシュフロー計算書。

12ページ、13ページには、補正予算予定貸借対照表を掲載しているとともに、14ページ及び15ページには、先ほど説明を申し上げました補正予算に係る内訳書を掲載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、以上で終わりましたけれども、若干時間を頂戴いたしたいと思っております。

マイクの調整をさせていただきます。

休憩いたします。

休憩 午後 2時23分
再開 午後 2時30分

○議長（中井康雄君） 再開いたします。

申し訳ございませんでした。

それでは、提案理由の説明が終わりました。

議案第46号から議案第50号、これらの5件を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番船田議員。

○6番（船田幸一君） ナンバー6の31ページですね、この中で公共施設風倒木等処理委託ということで974万7,000円ということになってございます。

これについては、村有地全般というふうに捉えていいのか。

それとも、上札内あるいは中札内の街の中のことを指しているのか。

まずその辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） この予算に含まれる費用につきましては、具体的には17施設での復旧を予定しておりまして、行政区ですとか公共施設、具体的に言うと交流の杜ですとか、文化創造センター、あるいは道の駅、上札内農村公園、パークゴルフ場、それから札内川運動公園など、村有地の復旧費用ということでございます。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 昨年の12月1日に発生した災害ということでございますので、それからかなり時間軸が経過しました。

それで、たまたま病院の施設地内、あの辺にも処理がされていないものが残っていますし、あるいは、近接の施設の中で、木が折れたままになっていて、子どもたちが遊ぶのにもちょっと支障がきたすのかなというようなものがかなり散見できます。

そういった中で、それらの撤去等に対して、優先順位というのがあると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

それともう一つは、このような撤去処理期間、どのタイミングでおやりになられるのか。

その辺もお伺いしたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは、私の方から、この間の一連の風倒木被害の対応について、経過も含めて若干説明をさせていただければというふうに思っております。

昨年度の12月1日の風倒木以降、まず優先的に保安林帯、特に畑に入っている保安林の倒木処理を行ってきまして、その際の切ったものについては、正直搬出できないということもございまして、保安林の中に入れ込んだという経過がございます。

併せて、各公共施設もかなり倒木被害が出たということで、その部分につきましては、ちょうど年が明けて1月以降、順次、各公共施設の倒れた木等については順次処理を行ってきております。

ほぼ一通り倒木の処理、村有地については、ほぼ倒木の処理が、この段階では終了したというふうに村としては認識しています。

ただ、切った際にどうしても枝とかそういったものが出るものですから、今回、補正予算でそういった枝の処理も含めて、倒木の処理に係る費用の方を計上させていただいているというところでございます。

あと、基本的には、取り進めの優先順位というところもありましたけども、この間、各公共施設には順次、まずは住民にかかわりそうなところですか危険なところ、そういったところを順次、村としては伐採処理も含めて行ってきたところでございます。

それ以降も、春先になっても一部倒木の連絡とかはいただいているところではございますけども、そういったところについては、また順次、村の方でも対応していきたいというふうには思っておりますが、今回の予算につきましては、先ほど申しましたとおり、これまで処理してきた費用の、伐採してきた木の枝の処理ですとか、そういった費用について、補正予算で計上させていただいているというところでございます。

○議長（中井康雄君） 6番船田議員。

○6番（船田幸一君） 人目に触れるところ、美しい村ということでありましたので、特に病院とか公園施設等、人目に触れる場所は、やはり優先的に処理をお願いしたいなということであります。

もう1点、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、総体的にこの撤去期間というか処理期間は、いつぐらいから始めて、スタートして、いつの時点で終了をされるのか。

その辺はどのような計画をされていますか。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 枝等の撤去の方ですけども、この後、今回、補正予算議決いただいた後に、また然るべき業者等とも打合せは行いたいなというふうには思っております。

なるべく早い段階で処理できるようにしていきたいと、努めていきたいというふうには思っております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

5番北嶋議員。

○5番（北嶋信昭君） 今、去年の12月の木倒れたという施設関係の話していましたが、今年の5月にかなりの風が吹いて、村有林の中に木が倒れております。

それは去年の話でないので、今年はまだ計画的にないのかあるいかお伺いいたします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 5月の強風の際には、一部保安林が倒れて、畑の方に倒れ込んだという連絡を2、3件いただいています。

その部分については、今年度の支障木伐採委託の方で対応をさせていただいて、基本的には畑の営農に支障のない形で処理をさせていただいているところでございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

1番木村議員。

○1番（木村優子君） 一般会計補正予算について、ご質問いたします。

まず、15ページ、企画一般経費の企業立地促進補助金についてお伺いします。

先ほど、固定資産に関する奨励金と企業立地促進奨励金ということで補正を組まれたというご説明ありましたけれども、その補助金を交付する工場の内容と、あと件数についてお知らせください。

あと、28ページ、災害対策費の消耗品についてお伺いいたします。

3月の定例会のときに、災害備蓄品についてご質問させていただきまして、その際に、備蓄品の内容を再度精査して、必要なものであれば補正を組んで購入するという答弁で、その後、答弁どおり、今回補正立てられたのかなと思います。

先ほどの説明だと、避難所で使用できる紙おむつなどというお話でしたけれども、もう少し詳しい内容、私、3月の定例会では、女性用の生理用品なども備蓄が必要でないかと

というような質問させていただいたと思うのですけれども、この備蓄品の内容についてお知らせください。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からは、まず、企業立地促進補助金の内訳についてご説明いたします。

大きく2種類ありまして、固定資産に関する奨励金、そちらについては5年間交付するものでございます。

こちらについて、2件の事業者が該当しておりまして、まず一つが食肉加工製造施設の建設でございます。それから、もう一つが、冷燻工房施設の建設に係るものでございます。

合わせて62万4,200円ということになります。

それともう一つが、企業立地促進奨励金と言いまして、新設時1回のみ交付するものでして、こちらについては、冷燻工房の建設が該当しまして、407万1,000円ということで、合計しまして469万6,000円の予算を計上させていただいております。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 私の方からは、防災に関する消耗品の関係でございます。

昨年の12月の災害を受けた後、庁内で暴風災害課題検討会議というのを設置しまして、その中で、村に不足している物品等々、洗い出しをしまして、今回、取り急ぎ揃えるべきものを予算要求をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、防災用ヘルメットにつきましては60人分を追加しております。

それから、先ほど申し上げました避難所の関係でございます。

消耗品につきましては、幼児用のおむつ800枚、それから、大人用のおむつ、サイズそれぞれあります。

幼児用おむつにつきましては、3サイズございまして、合わせて800枚、大人用おむつについては、L・Mで合わせて408枚、それから、生理用品につきましては、昼夜兼用、それから夜用ということで645枚を積算しております。

積算根拠といたしましては、ちょっと細かい説明は申し上げませんが、食料の備蓄が3日分相当備蓄しているということがございまして、避難所で3日間使える量ということで予算要求をさせていただいております。

なお、消費期限というのも当然出てくるわけで、以前、木村議員の方からもお話あったとおり、期限が近付いたら、どこか学校ですとか関係施設等で使っていただくというのも今後検討していきたいなというふうに思っております。

消耗品については以上でございます。

○議長（中井康雄君） 1番木村議員。

○1番（木村優子君） 企業立地促進補助金については、今すでにもう工場が建っている施設に対する補助金ということで間違いなかったですかね。

消耗品についても見直しいただきましてありがとうございました。

その使用期限についても聞こうと思っていたのですけれども、ご説明いただいたので理解しました。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

4番大和田議員。

○4番（大和田彰子君） それでは質問をさせていただきます。

黒ナンバー8番の9ページですけれども、会計年度任用職員報酬というところで金額が

挙がっておりますけれども、これは専門職の方が退職されたということで、新しい方、職員が来られるのかなって思ったのですけれども、私、3月の定例会のときに質問したのですが、障害のある方の支援について、充実した支援をお願いしたいということの一般質問させていただいたのですけれども、今回、春になって、地域包括の一番の方だったのでしょうか、そういう専門職の方がいなくなったということで、ちょっとどういうふうになっているのかずっと気になっておりましたので、この機会にと思って、今質問していますけれども、それに代わる方、こういう補う方がいらっしゃるのかどうかを、ちょっとこの場でお尋ねいたします。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） ただいまの大和田議員のご質問にお答えしたいと思います。ご質問、介護保険の特別会計のところの採用のところだったかと思うのですけれども、今、福祉グループの方の障害の方の専門のところを担当している職員のことを少しお伝えしたいと思います。

今まで主に障害を担当していた社会福祉士が退職になりましたので、去年まで包括の方で、介護の方を担当していた社会福祉士が、今度は障害の方を主に担当するような形で、今シフトをしながら業務を移行しております。

なので、障害の方のこれから、支援については、そちらの職員と事務職も一緒になって進めていくような形で、相談支援事業、少し進めていきたいということで考えております。

その部分が抜けた包括支援センターの職員といいますか、介護予防の方を担当するところの部署なのですけれども、なかなかすぐに専門職は見つからないところなのですけれども、保健師を会計年度で採用して、介護予防ですとか、あと、予防支援のケアプランの作成ですとか、そこら辺を担当していただくということで、今業務調整をしております。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに。

7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 一般会計補正予算の方の25ページ、牧場管理費のところでお伺いいたします。

先ほど説明もあったのですけれども、草地造成委託ですか。

何か実証事業に採択されたということで、何か草地造成をされるみたいなののですけれども、これは新たにどこかを切り開いて造成をするのか、それとも、既存の草地を再造成するのか。

その辺どういうものなのかを説明をいただきたいと思います。

あと、その下にある草地除礫委託というのは、これはまた別物の話なのか。

その点はどうなっているのかも伺いいたします。

あと、牧場関係でちょっと関連してなのですが、執行状況報告の中で、今年度の入牧数の数字が載っておりました。556頭かな。

この数字については、まだ今後増えていく可能性があるのかどうか。

これ前年から比べてもかなり減っていると思うのですけれども、ここ数年減り気味なのですが、その減っている要因は何なのか。

その点について説明をいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず、今回、草地造成委託ということで、国の難防除補助金という補助金を活用しながら、この間、こちらの補助事業につきましては、令和元年度から

順次、ピョウタン牧区の草地更新を行っていきまして、今年でこの事業を活用するのが4年目という形になります。

これまでも、順次、ピョウタン牧区の草地の更新に行ってきたりしまして、今年度につきましては、ピョウタン牧区の13.36ヘクタールの草地更新を行う予定となっております。

したがって、新たに造成して草地をつくるというわけではなくて、これまでありましたピョウタン牧区、この間使用していなかったこともありまして、かなり草地が傷んでいるということもございますので、国の補助金を活用して草地を更新するという形になります。

また、2点目にありました除礫の部分ですが、今回、草地更新するピョウタン牧区のうち、川側の5ヘクタールの部分が砂利層になっていると。ほぼ、下がすぐ砂利層になっているということもございまして、その除礫も併せて、今回作業を行うということで、除礫を行った後、草地更新を行うということから、除礫に伴う費用も入れさせていただいております。

3点目の牧場の入牧数の関係です。

執行状況の中では、556頭ということで説明をさせていただきました。

この数字につきましては、ちょうど5月の中旬ぐらい、順次、5月の13日ぐらいから放牧作業はしていますけれども、まだ全ての、例えば、それぞれの農家で飼われていて、夏の間に放牧されるという部分については、ちょうどまだ5月中に各牧場への搬入作業というのは行っておりますので、556頭というのは、まだ全てが、それぞれの酪農家さんから全頭が入ってきていない状態の数値というふうに、こちらの方は理解しております。

したがって、大体600頭前後は5月末から6月頭で入ってくるのかなというふうに考えてはおります。

ただ、宮部議員がおっしゃるとおり、この間、ちょうど2年前ぐらいからヨーネ病が村内で発生したときから、どうしても預託数が減っているという状況がございます。

その部分につきましては、村の方もそうですし、あと、病気については、まず正常化していただいて、その後、牧場を利用していただくということになりますけれども、それ以外、村外の牧場に入っているというところも一部聞いてございますので、そういった方々も大規模草地の方に利用していただけるよう、その部分については、各農家さんに働きかけていきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 草地造成についてはわかりました。

今までも草地としてあったけれども、使われていなかったのも、荒れていたために再造成するということだということ。

今、輸入飼料等もかなり高騰してきていると思いますので、そういった草地造成をして、なるべく自家飼料といいましょうか、そういったものを確保していくのも一つの手なのかなというふうに思いますので、理解はいたしました。

入牧数ですけれども、今後少し増える可能性もあるということでございますけれども、ちょっと村内の方から聞いた話では、最近また何かヨーネ病が数件で発生しているということも聞いておりますので、なかなかこの病気が出ると牛の移動ができないのかなということもありますので、ちょっと以前のように入牧数がまた800とかそれ以上になっていくというのは、ちょっと直近では難しいのかなというふうに理解はしているのですが、その辺の病気の発生等の情報というのはどの辺までつかまれているのかお聞きします。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） 村内のヨーネ病の発生農場ですけれども、この間、家畜保健所の検査で、陽性ということで検体が見つかった農場は3農場ということになります。

こちらの農場は、基本的に病原菌が陰性になってから基本的には3年間、大規模草地等の公共牧場の方には入れられないということがございますので、基本的には、昨年、一昨年にちょうど病気は発生していますので、そのの部分については、本当に各農家さんに正常化の方を一生懸命やっていたかしかないのですけれども、正常化されれば、それぞれ、これまでは3件の農家とも大規模育成牧場の方、利用していただいておりますので、また利用していただけるように、こちらからも働きかけたいというふうに思っておりますし、また、村内大規模農場では、この間、クラスター事業等も活用しながら、機械整備をしている関係で、飼養頭数、増えている農家というところもございますので、そういったところも、牛も預託できるよう働きかけていく必要もあるのかなというふうには考えております。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） 今まで預けていただいていたところ、3件から病気が発生しているということで、ちょっと厳しい数字なのかなというふうに思いますけれども、かなりこのままでいくと、使用料収入というのはかなり落ちるのかなというふうな想像をいたしております。

できるだけ村外に預けられているような方、そしてまた、大きな牧場の方から、少しでも預けていただけるように、また再度お願いをしながら、少しでも改善していくようにご努力をお願いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） ご意見として伺いたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 1点お聞きいたしたいと思います。

災害復旧費で、先ほど、墓石修理費という形かと思うのですが、1件出ておりましたけれども、これは12月の災害のときに、風倒木による墓石を傷めてしまったというその経緯かと思うのですが、これは1基だけで、ここの持ち主との修理の話し合いなり、また、修理状況がどこまで進んでいるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 状況ですが、昨年12月1日の暴風で、村道38号インター線脇に村の方で植えております大木が倒れまして、1件のお墓を直撃したものです。

お墓自体、ずれたとかひび割れたとか、各所に損傷がありまして、12月の段階で一応管理されている方とともに現地の確認。

あとは、墓石業者さんの方にどの程度の復旧費用がかかるのかという依頼をしております。

それ以降、冬の期間だったものですから、シートを掛けるなどをして、雪が解けた後で正式にどのようにしていくかという打合せをさせていただくことに、お互いしていたところ です。

一応、見積もり自体は、その被害に遭われた方の伝手で石材業者さんを選んでいただいて、その金額を村が提示受けているわけです。

その金額を今回補正予算という形で上げさせていただいております。

○議長（中井康雄君） 2番中西議員。

○2番（中西千尋君） 了解しました。

1 基のみということ。

ただ、その修理の進み状況は、こちらでは把握していないというか、何かおわかりになるのですか。

例えば、もう半年経って、すぐお盆という時期になると思うのですけれども、そういう修理の終了時期までのあれは役場の方とは関係ないということではよろしいでしょうか。

○議長（中井康雄君） 高島住民課長。

○住民課長（高島啓至君） 村の方で、雪の解けた段階、5 月中から、年前にコンタクトを取っていた墓地を管理されている方と連絡を取ろうと思っていたのですが、たまたま、実際、連絡取っていた方が不幸に遭いまして、今はちょっとその点でストップしている段階です。

決して向こうにお任せするというのではなくて、村の方である程度補償しようという話で相手方に持っていつているので、今はご遺族の方と調整を進めている最中です。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに。

5 番黒田議員。

○5 番（黒田和弘君） それでは、何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、20 ページの一般会計の補正予算ですね。

子育ての給付金の関係です。

これについては、執行状況報告、あるいはまた、議案関係資料を見て大体わかるのですが、1 点として、20 ページの中段にあります子育て世帯生活支援特別給付金 125 万円とありますが、ここに該当された世帯も、いわゆる上に出ている子育て世帯臨時特別給付金 3,450 万円、全世帯が対象だということですから、私は重複するのかなという理解の仕方をしているのですが、そういう考え方でいいのかどうか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

それと、23 ページの新型コロナウイルス予防接種業務委託ということで出ておりますよね。

これについても、一部、行政執行状況で報告されておりますけども、言ってみれば、4 回目の接種についていろいろ報道されているのです。

それで聞きたいのは、今まで 3 回目までファイザーだとかモデルナだとかということでワクチンを使ってやっておりましたよね。

それで、それ以外の、いわゆる副作用の少ない新ワクチンということで、最近、ノババックスというのかな、非常に副作用の少ないワクチンを使用するということの報道がよく耳にするのですけども、その辺のワクチンについて、本村では、恐らく利用されるのかなというふうに思いますので、その状況について確認をさせていただきたいなというふうに思います。

それと、27 ページのプレミアム商品券事業補助金の関係です。

これについても、同じく状況報告だとか、あるいはまた、議案資料の中を見てわかるのですが、商工会事業主体ということで、店が入ったり入らなかったりするのですけども、確認したいのは、利用できる店ということで、商品券の加盟店、現在 63 店舗あるのですね。

それ以外の代表的なマックスバリュだとか、あるいは農協も住民としては非常に利用しているかなというふうに思いますので、以前にもこういうところにも対象に入れる形が、

住民としては非常に喜ばれるのではないのかと、こんな話もさせてもらったのですが、その辺の関係については、どういうふうに理解されているのか、その3点について確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、私の方から、まず1点目の子育ての関係の給付金、重複して受けられるかということですが、この2つの給付金については、別事業になっていますので、該当される方は重複して受けられるというふうになっております。

2つ目の新型コロナワクチンのノバボックスの関係です。

今、ノバボックスの方は、接種主体が今北海道ということになっておりまして、今接種できるところは、北海道では、今、札幌1カ所ということになっております。

接種券をお持ちで希望される方は、札幌の方に予約をすれば受けられるというような状況にはなっておりますけれども、実際、なかなか距離もあるので難しい状況ではあるかなというふうには思っています。

ただ、現在、ノバボックスを使用して、村でその接種体制を作れるかということについては、ちょっと今の段階では難しいかなというふうに思っておりまして、今後、接種体制があれば受けられるのかとか、少し情報は収集していきたいと思っておりますけれども、今現在は、診療所でノバボックスを使用しての接種ということは、計画は持ってはおりません。

○議長（中井康雄君） 尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） それでは私の方から、プレミアム商品券の関係でございます。

プレミアム商品券につきましては、これまでも、通常、商工会で発行しています共通商品券とは別に、新たに使えるお店の取りまとめを行って、この間も実施してまして、例えば、村内にある先ほど言った大型店とか、そういったところは利用できるような、この間も取扱いを行ってきたところです。

先ほど、黒田議員からお話がありました、例えば、農協という話もございましたけれども、今回のプレミアム商品券の背景には、当然、原油価格高騰という部分もございますので、そういった、例えば、農協のガソリンスタンドさんですとか、そういったところでも使えるよう、そこは商工会の方からきちっと農協に働きかけていただきたいというふうに思っていますし、村の方からもそういった話はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（中井康雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 大体わかりましたけれども、プレミアム商品券の利用できる店ということで、産業課長の方から答弁をいただきました。

いずれにしても、商工会としては、マックスバリュ、あるいはまた農協についても入ってもらわない方が、自分たちの商工会のお店屋さんが栄えるということになるのですが、行政報告にもあるとおり、消費者の面について、非常に物価が高騰してきているのでという、それが基本だというふうに思いますので、商工会としても苦しい立場だと思うのですが、ぜひ、そういう理解をしてもらおう中で、具体的にマックスバリュ、あるいは農協等もという質問させていただきましたけれども、ぜひ、そんな理解を求めていただきたいなというふうに思います。

それともう1点、この資料から言うと、利用期間ということで、令和4年8月下旬から来年の2月28日までという、こういう期間なのですね。

であれば、8月といえば、非常にお金を使うお盆の期間ありますよね。

下旬ということになるとお盆は使えないということで、消費者については期待外れという面もありますので、中旬と下旬で2週間ほどしか変わらないので、ぜひ、この辺の努力を、お盆前あたりから使えるようなことで、ぜひ進めてもらいたいなというふうに私は思いますので、その辺の見解を求めたいというふうに思います。

それと、先ほど4回目の接種ということで、ノババックスの関係、ちょっと質問しましたけど、なにかはつきりはしないけれども難しいという、こんな答弁をいただきましたが、ぜひ、報道を見ると、効き具合は、ファイザー、モデルナとあまり変わらない、副作用については、かなり抑えられるということでみんな期待をしているというふうに思うのですよ。

よって、それぞれの連携の中で、厳しさはあると思うのですが、ぜひ、その辺を捉えていただいて、本村についてもノババックスを利用する方向で最大限努力してもらえないかというふうに私は思いますし、そうすべきだというふうに思いますので、その辺の見解をもう一度伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） プレミアム商品券の交換時期というか利用期間についてです。

今回、このプレミアム商品券事業、それと、先ほど質問の方にも出ていました子育て世帯への支援、5万円の給付、特に村単独ですけど。

これはコロナ対策、地方創生臨時交付金対象事業として実施計画を上げる予定にしています。ですから、対象事業としたと。

今回の臨時交付金、令和4年度の国の予算を使つての交付なのですが、生活支援対策、原油高騰等物価高騰対策に使うお金として、割合的にはある程度の割合を、そちら側にお金を回しなさいと。

これまで通りの、備品を買ったりだとか、そういったものに使うのではなく、そういった生活支援になるようにしなさいというのが国の考え方でした。

そのことを受けてプレミアム商品券事業も、もう1回事業建てしようということで上げさせていただきました。

ただ、プレミアム商品券事業、結果的には現金を、一人につき1万円なければ基本的にはその商品券を買うことができませんので、できれば、子育て世帯の5万円の給付、これは所得を関係なく、子どもさんがいる世帯には給付しようと思っていますから。

先にその給付の方をやることで、その後に商品券の交付事業を持ってくると。

8月ということになれば、年金の支給月ということもありますから。

できれば、そのタイミングを計りながらやるのが一番いいのだろうと。

お盆の時期というのは、どちらにしても、今もそうかというとなかなかそうとも言えないかもしれませんが、お金を使う時期だと。

ただ、長いスパンで考えて、この商品券事業、先ほど、産業課長の方からもあったとおり、JAさんにも声掛けさせてもらっている。

ということになれば、灯油ですとか原油高騰に直接的にその商品券も使うことは可能だということになります。

ですから、長いスパンである程度考えたときに、お盆に固執、8月のお盆の時期に固執することなく、その後の消費の生活困窮にも対応ができるような取扱いにする方がいいのだろうと。

そして、みんなに購入してもらうことの方が、当然いいのだろうということから、タイミングを計った結果、中下旬みたいな形になっています。

ですから、できるだけ、給付の方が早く進めば、結果的に商品券の方も早く交付するこ

とも不可能ではないというふうに思いますが、その辺はスケジュール感きちっと立てながら、制度の周知ですとか実施に向けてやっていきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） 私の方から、ノババックスのワクチンの関係、もう一度お話をしたいと思います。

現在のところ、中札内村では、このノババックスのワクチンを使用して接種をしていくという計画は持ってはいません。

恐らく、ワクチン、アレルギーがあつてとかそういう、今までのワクチンですと不安のある方が優先して打ちたいというふうなものかというふうに思いますが、今の段階ではちょっと計画は持っていないというのが実情です。

ただ、十勝管内でも打っているところはないですが、この後、配分の量ですとか、もう少し情報なんかも集めて、接種の体制が可能かどうかは、情報収集とかはしていきたいなというふうには思っておりますので、今の時点では、ちょっと明確にはお答えできませんので、ご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 副村長、あるいはまた、課長の話聞いてわかります。

考え方としては、副村長の考え方もあると思うのですが、子育て世帯以外のいわゆる、そのほかの世帯もプレミアム商品券については該当するわけですね。

子育ての世帯、あるいはまた、そういう年金生活者の世帯全体を考えると、やはり大衆が一番お盆に使う時期が多いのかなと。

それに合わせて、プレミアム商品券を出すことによって、好感度も高いのかなということで質問をさせていただきましたので、その辺の再検討と、あるいはまた、保健福祉課長が言う、今後も検討していきたいというそんなことですが、報道にあるように、非常に喜ばれるワクチンだというふうに報道されておまして、その辺についても、ぜひ、関係機関と連携を取る中で進めていってほしいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ご意見として伺いしたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

なければ、これで質疑を終わります。

議案第46号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号、令和4年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第４７号、令和４年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

議案第４８号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第４８号、令和４年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

議案第４９号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第４９号、令和４年度中札内村簡易水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

議案第５０号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第５０号、令和４年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

６月１６日まで休会として、本日はこれで散会いたします。

散会 午後 ３時１７分